

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年8月31日(火)  
午前9時56分～午前10時43分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 佐々木哲男 副委員長 大友康信  
委員 小野寺美穂 委員 菅原和子  
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸
- 4 委員外議員 3名  
議長 長南良彦 副議長 佐藤正博  
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 相澤幸也  
次長兼議会総務係長 西村雅裕  
主幹兼議事調査係長 佐藤恵子
- 7 協議事項  
付議事件  
(1) 議会の運営に関する事項について  
① 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会の対応について  
② 令和3年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について

## 確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

## 付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
  - ① 議案の取扱いについて
  - ② 決算関連議案の審査について
  - ③ 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
  - ① 陳情の取扱いについて
- (3) 議会基本条例の検証に関する事項について
  - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午前9時56分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会の対応についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会での対応について、内容を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会での対応については、これまでも、定例会開催時の本委員会で決定し、感染拡大防止策を実施してきたところです。

このことについては、9月定例会開催に向けて、去る8月23日の会派代表者会議で改めて協議が行われ、今定例会での対応が決定しました。

また、この後に、現在の感染状況、これに伴う医療の逼迫状況等から8月27日から9月12日の17日間において、宮城県が緊急事態宣言措置区域に適用されることが決定されました。これにより、本市では、市民に対して日中も含め不要不急の外出・移動の自粛をお願いし、公共施設については、宣言期間中は原則として休館とする対応を行っております。

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会での対応について、会派代表者会議での決定事項と、それに加えた対応として検討をお願いしたい項目について御説明いたします。

次第書の1ページ、1の（1）を御覧願います。

会派代表者会議での決定事項は枠の内容の通りです。

まず初めに、1のアの傍聴に関する項目については、8月23日の会派代表者会議においては6月定例会と同様の対応とすることとしておりましたが、先程御説明したとおり緊急事態宣言下におけるさらなる対応として、「傍聴については報道関係者を除き自粛を要請する」と変更する案です。なお、全ての項目に共通しますが、対応は緊急事態宣言期間に限らず、9月定例会を通して実施するものです。

次に、1のカ及びキについても、9月定例会から新たに追加するものです。カの「議場内の演壇及び発言席を使用した場合は、その都度休憩し、演壇及び発言席の卓上、マイクを清拭する」については、これまで、その日の本会議終了後に行っていた消毒作業を会議中の演壇及び発言席の発言者が入れ替わる都度、休憩を取り、消毒を行うものです。また、議員協議会室で使用している共用のマイクについても、休憩時間に消毒を行いたいと思います。キの「議場内の演壇及び発言席に設置する水差しとグラスは、衛生対策としてペットボトルと紙コップに変更する」については、これまで、事務局で準備していた水差しとグラスの代わりに水のペットボトルと紙コップを議会費で購入し、設置するものです。なお、ペットボトルを設置する場合は発言者の数に合わせ必要本数を設置いたします。演壇で飲用した場合は、演壇に使用済と記載したトレーを設置しますので、そちらにペットボトルと紙コップを置いていただきますようお願いいたします。次に発言席で飲用した場合は、使用された方が、発言終了後、ペットボトルと紙コップを自席へお持ち帰りいただくこととしたいと思います。

次に、1のイからオ、2、3、4については6月定例会で対応した内容と同様の対応をするものです。1のウに補足したカッコ書きについてですが、これは内閣府の新型コロナウイルス感染症対策サイトにおいてフェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要とされていることから、補足したものです。

次に次第書2ページの5の歳入歳出決算審査での各部局からの補足説明については、こちらも令和2年9月定例会で対応した内容と同様の対応をするもので、9月定例会の歳入歳出決算審査での各部局からの補足説明につい

て、補足説明の口述書を審査前日に各議員へ配付し、当日の口述説明を省略し、財務常任委員会歳入歳出決算審査を行うものです。

なお、この5については、会派代表者会議では、執行部との調整も必要であることから、その決定については議長一任となっていたところですが、先日執行部へ申し入れを行い、説明資料の事前配布について調整が整いましたので、このようにお示しするものです。

以上の9月定例会における対応については、既に会派代表者会議でお認めいただいている内容と、一部さらなる対応を行うことについて、改めて、議会運営委員会において決定すべく御協議をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会での対応について、説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会での対応について、書記より説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時2分 休憩

---

午前10時2分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会での対応については、説明のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年第5回名取市議会定例会での対応については、そのようにいたします。

次に、令和3年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の2ページ、（2）の①の市長提出議案26か件の内容について御説明いたします。

あわせて資料の1ページから3ページを御覧ください。

まず、報告事項は、令和3年度における、本市の健全化判断比率と、水道事業会計、下水道事業等会計及び宅地造成事業特別会計に係る資金不足比率についての4か件です。

次に、専決処分については、令和3年度一般会計補正予算の1か件です。

次に、決算認定は、3か件です。

次に、条例議案は、改正条例案の3か件です。

次に、補正予算は、10か件です。

次に、人事案件は、5か件です。内訳は、教育委員会委員の任命、及び人権擁護委員候補者の推薦4か件です。

以上が市長提出議案26か件の内訳です。

次に、次第書の2ページ、② 議員提出議案については、意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の2ページ ③ 一般質問を御覧ください。

一般質問については、8月27日の正午で通告を締め切りまして、今期定例会には10名の議員より、合わせて質問事項23事項、質問要旨65項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、熊谷 克彦議員、2番、吉田 良議員、

3番、笹森 波議員、4番、齋 浩美議員、

5番、千葉 栄幸議員、6番、大久保 主計議員、

7番、菅原 和子議員、8番、菊地 昌夫議員、

9番、菊地 忍議員、10番、小野寺 美穂議員

となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書2ページの④ 会期にお示

ししておりますとおり、9月2日木曜日から9月27日月曜日までの26日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程を御覧願います。会期日程（案）について御説明いたします。

資料は4ページから5ページを御覧願います。

令和3年第5回定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の9月2日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第6号から報告第9号まで及び議案第84号から議案第105号までの市長提出議案26か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第85号から議案第87号までについて、代表監査委員に対し、審査意見の報告を求めます。

次に、報告第6号から報告第9号までを一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑を行います。

次に、議案第84号の専決処分の承認に係る議案1か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第88号から議案第90号の改正条例案3か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第101号から議案第105号までの人事案件5か件に対する質疑の後、採決を行います。

次に、議会案第4号に対する採決を行います。

以上が招集日の内容となりますが、本会議散会后、常任委員会を開催します。

9月3日金曜日から7日火曜日までは、議案調査等のため、休会とするものです。

また、7日火曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算関連事業箇所現地調査等を行います。

9月8日水曜日から10日金曜日までは、一般質問を行います。

9月13日及び14日は休会とするものですが、議案審査等のための常任委員会を開催いたします。

常任委員会については、13日月曜日午前に総務消防常任委員会、午後に建設経済常任委員会、14日火曜日午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

9月15日水曜日は、午前10時より本会議を開催し、条例議案及び補正予算の審議を行います。

初めに、議案第88号から議案第90号の改正条例議案3か件について、討論、採決を行います。

次に、議案第91号から議案第100号までの各会計補正予算10か件について、質疑、討論、採決を行います。

9月16日木曜日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第85号から議案第87号までの令和2年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、財務常任委員会を再開します。一般会計歳入に係る補足説明は省略し参考資料配布によるものとします。

9月17日金曜日から26日月曜日までは、休会とするものです。

その間の、17日金曜日は、財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。

21日火曜日、22日水曜日及び24日金曜日は、それぞれ各分科会において、一般会計歳出及びそれぞれ所管する特別会計に対する審査を行います。

最終日の9月27日月曜日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行い、散会します。

次に、午後1時から本会議を開催し、議案第85号から議案第87号までの令和2年度決算関連議案3か件に対する討論及び採決を行った後、9月定例会閉会となる会期日程案です。

○委員長（佐々木哲男）　ただいま、令和3年第5回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。9月定例会の会期及び日程案については、9月2日から9月27日までの26日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第5回名取市議会定例会の会期及び日程案については、9月2日から9月27日までの26日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書2ページの下段を御覧願います。

1 条例議案の事前説明会について御説明いたします。

9月1日水曜日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

議案第88号から議案第90号までの、条例議案3か件に対する説明であり、説明員は、各条例を所管する部課長等です。

引き続き、2 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について御説明いたします。

決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会については、9月7日火曜日の午前9時までとなります。今回は決算関連議案に対する総括質疑ということで、決算議案資料に基づく質疑をお願いいたします。また総括質疑の発言順序は受付順となりますので、既に通告のあった質疑内容と重複する時は、御相談させていただく場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

確認事項については以上です。

○委員長（佐々木哲男） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の3ページ、① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料の6、7ページ、議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、報告第6号から報告第9号までについては、9月2日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第84号の専決処分については、9月2日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、起立採決を行います。

次に、議案第85号から議案第87号までの決算関連議案3か件については、まず、9月16日の総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後財務常任委員会での審査を経て、9月27日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第88号から議案第90号までの改正条例議案3か件については、まず9月2日に質疑及び委員会付託を行います。9月15日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

なお、これらの改正条例議案の委員会への付託については、議案第88号及び議案第89号を総務消防常任委員会へ、議案第90号を民生教育常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第91号から議案第100号までの補正予算案10か件については、9月15日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第101号の教育委員会委員の任命の人事案件1か件については、9月2日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票により採決を行います。

次に、議案第102号から議案第105号の人権擁護委員候補者の推薦4か件については、9月2日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書3ページにお戻りください。

（1）の② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

3常任委員会の日程（案）は会期日程（案）で御説明したとおりとなりま

す。なお、建設経済常任委員会については、付託議案等はありませんが、陳情の審査を行うものです。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の8ページを御覧ください。

まず、9月16日については、本会議終了後、議員協議会室において財務常任委員会を開催いたします。

付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。一般会計歳入に係る補足説明については、先ほど説明いたしましたとおり、口頭での説明を省略し、参考資料配布によるものとなります。

1の(2)の一般会計歳入の審査は、9月17日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、21日、22日、24日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

27日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討論、採決を行います。

次に、次第書の3ページにお戻りください。③ 委員会審査報告書の取扱いについてです。

取扱い案については、記載のとおり、委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程(案)に基づき9月15日の本会議において審議を行うとするものです。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長(佐々木哲男) ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木哲男) お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の3ページ下段、（2）決算関連議案の審査について御説明いたします。初めに、① 決算審査要領案についてです。

資料については、9ページから11ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思えます。また今回の決算審査においては、感染症対策として、審査時間の短縮を目的に、執行部からの補足説明を省略し、効率的な審査に努めることといたします。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、令和3年3月末日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務委員長の指名推薦によるものとしております。

分科会の開催通知は、財務委員会委員長と分科会委員長の連名で行います。また、予定の日以外での分科会開催には、財務委員会の決定が必要となります。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方

については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うこととなりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくこととなります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなります。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月16日の財務委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分科会間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手続については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務委員会における分科会委員長報告に対する質疑に当たっては、執行部の答弁内容には触れないこととしております。

最後に、10 財務委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領（案）については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置について、ア 分科会への付託事項について、御説明いたします。

資料については、12ページ及び13ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、令和2年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、令和2年度名取市一般会計歳出

決算のうち、総務部、企画部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、宅地造成事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月16日に開催される財務常任委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査については、以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま書記をして、決算関連議案の審査について説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） それではお諮りいたします。

財務常任委員会分科会の設置については、決算審査要領（案）のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置については、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） それではお諮りいたします。

決算審査表については、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

決算審査表については、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いたします。

次第書の4ページを御覧願います。

資料については、14ページから19ページまでです。

今回提出をしようとしている意見書は、議会案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）です。

まずは、意見書提出に至った経緯を御説明いたします。資料14ページを御覧願います。去る7月16日全議決第8号にて、全国市議会議長会会長より「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」として、資料15・16ページのとおり意見書案文が示され、9月定例会において意見書を議決のうえ、国会・関係行政庁に提出していただくなど積極的な対応をお願いしたいとの依頼がありました。

これを受け、8月11日の会派代表者会議において、本市議会としての意見書の提出について協議を行い、この日は会派持ち帰りとし、8月23日の会派代表者会議で再度協議がなされ、本市議会として、資料18・19ページのとおり一部訂正を加えた意見書を提出することが決定しました。訂正を加えた箇所は資料18ページの前文5行目の最後です。原文は「医療介護」でありまし

たが、「医療、介護」と医療の後に読点を加えております。意見書提出に至った経緯は以上です。

提出先の関係省庁については、御覧のとおりです。

なお、この意見書案の議案提出者についてですが、次第書4ページの上段に載せております、【参考】名取市議会運営等に関する申し合わせ事項を御覧ください。

## Ⅷ 意見書審査に関する事項

### 2 意見書の提出及び受理

(5) 名取市議会が加盟する団体から意見書の提出要請があった場合の提出者には議会運営委員会委員長を、賛成者に議会運営委員会副委員長として議長宛提出する。

とあります。

今回の意見書案については、こちらの申し合わせ事項に従い、議案提出者は議会運営委員会の委員長、賛成者は議会運営委員会の副委員長ということで提出をしたい考えです。

次に、次第書の4ページ、②取扱い案についてです。

上程・審議日については、9月2日、議案105号の採決の後といたしまして、提案理由の説明・質疑・委員会付託・討論を省略し、起立採決として採決をしたいという考えです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま書記をして、議員提出議案（意見書）の取扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 陳情の取扱いについて御説明いたします。

それでは、次第書4ページ及び資料は20、21ページを御覧願います。

今期定例会には、1か件の陳情が提出されております。

陳情第2号 市道町西線の拡幅改良に関する陳情です。提出者は、田高町西町内会 会長 山司榮一氏外24名です。

取扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、所管する常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。陳情1か件の取扱いについては、取扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

それではまず、実施計画の進捗状況について、書記より説明をいたさせます、佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 別冊の「名取市議会基本条例実施計画進捗状況資料」を御覧願います。

名取市議会基本条例実施計画については、令和2年9月に開催した本委員会において協議を行い、前期推進計画の概要とその推進スケジュールについて決定し、それに基づいて実施計画を進めてきました。

まずは、実施計画の進捗状況について、御報告いたします。

令和3年2月以降に本委員会において検討を実施しました協議結果について、資料1ページからの「実施計画に基づく取組結果シート」を御覧ください。

2月定例会では「本会議以外のインターネット中継について」、「議案関係資料等のHPでの公開について」及び「議決項目の見直しについて」の検討を行ないました。前回の協議の結果を、資料下段にまとめましたので御説明いたします。

まず初めに、本会議以外のインターネット中継について、インターネット中継する会議の対象に議員協議会を追加することとしました。ただし予算が伴うため、時期については、執行部と調整して詰めていくこととなっております。

このたび、執行部と、令和3年9月補正として予算要求することについての調整が整いましたので、御報告いたします。今定例会で補正予算議決後、令和3年10月から議員協議会をインターネット中継対象に追加することとします。

次に、議案資料等のホームページでの公開についてです。こちらについては、執行部提出議案には資料が膨大なものもあり、公開には執行部側の労力や予算等の調整が必須となることを踏まえ、この時点では方向性を決めずに、改めて検討することとなりました。

次に資料2ページの「実施計画に基づく取組結果シート5」の下段を御覧ください。

議決項目の見直しについてです。こちらについては、時間をかけて研究すべき事項であり、引き続き検討していくこととなりました。

次に資料3ページの、「実施計画に基づく取組結果シート2・3」の下段を御覧ください。

「議会懇談会開催方法の見直しについて」及び「関係団体等懇談会の実施について」です。こちらは8月10日に本員会で協議を行いました。

協議の結果、令和3年度は新型コロナウイルス感染状況を考慮し、開催しないこととなりましたが、令和4年度令和5年度は、今後の状況を見据えて通常の方法で開催することとし、それが難しい状況であれば、オンライン開催なども含めた新たな手法について改めて協議していくこととしました。また議会だより等で開催中止について掲載する際は、感染拡大状況のみならず、医療機関の逼迫も考慮し判断した旨も含め、丁寧に説明することとしま

した。

以上が令和3年2月以降に本委員会において検討を実施いたしました協議結果となります。

次に、今後のスケジュールになりますが、資料4ページを御覧ください。

令和2年9月から協議を行ってきました前期計画としては、実施すべき事項の協議を終えることとなりました。令和2年9月の協議開始の際にも触れましたが、今後の進め方としまして、次の12月定例会では前期計画の中間評価を行い、後期計画の素案を作成してまいりたいと思います。

その後、議員協議会等で議員各位へ説明し、議長へ報告し、市議会ホームページ等で公表するというところまでを中間評価として、後期計画へ引き継いで行きたいと考えております。

実施計画の進捗状況についての報告は以上となります。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、実施計画の進捗状況について、書記より説明をいたさせました。

説明のとおり、前期計画として実施すべき事項の協議を終えましたので、今後の進め方としまして、12月定例会では前期計画の中間評価を行い、後期計画の素案を作成していきたいと思います。

その後、議員協議会等で議員各位へ説明し、議長へ報告し、市議会ホームページ等で公表するというところまでを中間評価として、後期計画へ引き継いで行きたいと考えております。

このことについて、皆様から確認しておきたい事項等ありましたらお伺いしたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

---

午前10時43分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。名取市議会基本条例実施計画については、休憩中の協議を踏まえて進めてまいりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時43分 散会

令和3年8月31日

議会運営委員会

委員長 佐々木 哲男